

# 公益社団法人 松阪青年会議所

## 基金運用に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人松阪青年会議所（以下「本会議所」という）の基金の運用について定め、その適正を図る事により、安定した事業活動及び組織運営を行うための財政的基盤の確立に資することを目的とする。

### (種 類)

第2条 不測の事態に備える等、本会議所が恒久的に存続していくため、基本基金（以下「基金」という。）を設ける。

2 この基金は勘定科目を固定資産の特定資産に設定し、運用益の50%を公益目的事業実施費用に、残りの50%を管理費に充てる。

### (財 源)

第3条 本基金の財源は、次の通りとする。

- (1) 理事会で本会計剰余金の一部または全部を基金へ繰り入れることを決議した財産
- (2) 基金とすることを指定して寄附された財産
- (3) その他

### (取り崩し)

第4条 公益目的事業の実施のために必要な場合又は、本会議所の管理のために必要な場合に限る、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、この基金の全部若しくは一部を取り崩して、公益目的事業実施費用又は管理費に充てることができる。

### (改 廃)

第5条 この規程の改廃は総会の決議において行われるものとする。

### 付 則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定

める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成 24 年 12 月 8 日 第 2 条、第 3 条、第 4 条改正